

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玄海町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を取り、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

玄海町長

公表日

令和5年8月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	玄海町では、国民年金法に基づき国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行う。
③システムの名称	国民年金システム、福祉年金システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民年金被保険者ファイル 2. 受給年金受給者ファイル 3. 老齢福祉年金受給者ファイル 4. 特別障害給付金受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 第31項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・ほけん課
②所属長の役職名	こども・ほけん課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども・ほけん課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2159

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 1. ③システムの名称	国民年金システム、福祉年金システム、統合宛名システム、中間サーバー	国民年金システム、福祉年金システム、統合宛名システム	事前	
平成30年12月26日	IV リスク対策		IV リスク対策追記	事前	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数		平成31年4月1日時点へ変更	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数		平成31年4月1日時点へ変更	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策 8.監査		内部監査を追加	事後	
令和1年6月28日	表紙 評価書番号「8」		表紙 評価書番号「10」へ変更	事後	
令和2年1月31日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	保健介護課 保健介護課長	健康福祉課 健康福祉課長	事後	
令和2年1月31日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健介護課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2220	健康福祉課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2220	事後	
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年9月30日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連	未定	実施しない	事後	
令和3年10月25日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健介護課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2220	健康福祉課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2159	事後	
令和3年10月25日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月25日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和5年7月5日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 第31項 「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省	番号法第9条 別表第一 第31項	事前	
令和5年7月5日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	健康福祉課 健康福祉課長	こども・ほけん課 こども・ほけん課長	事後	
令和5年7月5日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2159	こども・ほけん課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2159	事後	
令和5年7月5日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和3年10月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和5年7月5日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和3年10月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	